

# 吸収分割に関する事後備置書類

株式会社三井 E&S ホールディングス  
株式会社 NH ファシリティーズ

2022年4月1日

東京都中央区築地五丁目6番4号  
株式会社三井E&Sホールディングス  
代表取締役社長 高橋 岳之

千葉県市原市八幡海岸通1番地  
株式会社NHファシリティーズ  
代表取締役社長 竹下 哲哉

## 吸収分割に関する事後開示事項

(会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条  
並びに会社法第801条第3項第2号に定める書面)

株式会社三井E&Sホールディングス(以下、「分割会社」といいます)及び株式会社NHファシリティーズ(以下、「承継会社」といいます。なお、2022年4月1日付けの商号変更前の商号は「株式会社MESファシリティーズ」)は、2021年12月23日付で締結した吸収分割契約(以下、「本吸収分割契約」といいます)に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、分割会社の有する自動車教習所運営事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割(以下、「本件会社分割」といいます。)を行いました。

本件会社分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第3項第2号に定める事後開示事項は下記のとおりです。

### 記

1. 本件会社分割が効力を生じた日  
2022年4月1日
2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過
  - (1) 反対株主の差止請求について(会社法第784条の2)  
該当事項はありません。
  - (2) 反対株主の株式買取請求手続について(会社法第785条)  
該当事項はありません。
  - (3) 新株予約権買取請求手続について(会社法第787条)  
該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続について（会社法第 789 条）

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び同条第 3 項に基づき、本件会社分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう 2022 年 2 月 14 日付で官報公告及び 2022 年 2 月 14 日付で開始した電子公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 反対株主の差止請求について（会社法第 796 条の 2）

該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

該当事項はありません。

(3) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び同条第 3 項に基づき、本件会社分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう 2022 年 2 月 14 日付で官報公告及び 2022 年 2 月 14 日付で開始した電子公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件会社分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件会社分割の効力発生日をもって、本吸収分割契約に基づき、分割会社の有する自動車教習所運営事業に関する権利義務を承継しました。なお、承継会社が、分割会社から承継した資産及び負債の概算額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産の額：107百万円

承継負債の額：0円

5. 本件会社分割に係る変更の登記の日

2022 年 4 月 12 日(予定)

6. 前各項に掲げるもののほか、本件会社分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上